

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第 52 回）議事録

- 1 審議期間 令和 2 年 4 月 6 日（月）から同年 4 月 9 日（木）12 時まで
- 2 議決日 令和 2 年 4 月 10 日（金）
- 3 開催方法 文書による審議
- 4 参加者（敬称略）
山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、
泉本 小夜子、岡田 羊祐、熊谷 亮丸、知野 恵子、森川 博之
（以上 8 名）
- 5 議 題
 - (1) 諮問事項
 - ① 「ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について
【令和 2 年 4 月 6 日付け諮問第 1230 号】

議 事

(1) 諮問事項

① 「ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和２年４月６日付け諮問第 1230 号】

【総合通信基盤電気通信事業部料金サービス課からの説明】

本件につきまして、資料 52－１－２の概要資料を用いてご説明させていただきます。

（Ｐ１ ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方）

「ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について、ご説明いたします。

本件について、ＮＴＴ東日本・西日本では、現在電話サービスのために用いられている公衆交換電話網（ＰＳＴＮ）の設備（中継交換機・信号交換機）が、令和７年頃に維持限界を迎える中で、令和２年度から順次、ＰＳＴＮのＩＰ網への移行を予定しております。

情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」（平成 29 年 9 月）では、関係事業者間の協議を通じた設備移行に係る検討・整理の状況も踏まえ、ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度等に関して、適切な制度設計を総務省において検討する必要があるとされたところです。

また、ＰＳＴＮの設備のうち加入者交換機や中継交換機の接続料の算定には、現在、長期増分費用方式が適用されているところ、情報通信審議会答申「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」（平成 30 年 10 月）では、現行の算定方法の適用期間を令和 3 年度までとすることが適当とされ、これを踏まえ、総務省では、令和元年 6 月から「長期増分費用モデル研究会」において、令和 4 年度以降の接続料算定に適用し得る長期増分費用モデルについて検討を進めてきました。

以上により、ＩＰ網へ移行後及び移行過程における音声接続料の在り方並びに移行を踏まえた接続制度の在り方等について、情報通信審議会に諮問するものでございます。

また、答申時期については、令和 2 年 9 月頃に一部答申、最終答申は令和 3 年夏以降を希望いたします。

（Ｐ３ ＩＰ網への移行による音声通信の接続形態の変化）

NTT東日本・西日本は今後、固定電話網（メタルIP電話とひかり電話）のIP網への移行を予定しています。

IP網への移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、東京と大阪の2か所となるPOIビルにおける発着二者間の直接接続（双方向接続）となります。

この場合、メタルIP電話とひかり電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となります。

（P4 IP網への移行工程）

IP網への移行工程は以下のとおりです。

- ① ひかり電話は令和2年度（令和3年1月）から接続ルート切替を開始
- ② 加入電話は令和4年度（令和5年1月）から接続ルート切替を開始。
- ③ 令和5年度（令和6年1月）に加入電話からメタルIP電話へ一斉に契約移行が行われる予定。
- ④ 令和6年度（令和7年1月）にIP網への接続ルート切替が完了する予定。

（P6 IP網へ移行後の設備設置イメージ）

IP網へ移行後は、新たに、メタルIP電話からのアナログ信号をIP信号に変換するための「変換装置」、NTT東日本・西日本と他の電話事業者とを相互接続するための「ゲートウェイルータ（IP音声用）」、網内の信号を網間で流通可能なSIP信号に変換する「セッションボーダコントローラ（SBC）」、電話番号と事業者情報を管理する「ENUMサーバ」、ドメインとIPアドレスを管理する「DNSサーバ」が設置される予定です。

（P7 IP網への移行による関連設備・サービスの変化（機能区分別））

表は、IP網への移行に伴う関連設備・サービスの変化について現行の機能区分別に示したものです。黄色網掛けにした部分が、IP網への移行に伴い機能の変更や新たに設置・使用されるものとなります。

（P8 IP網への移行による接続料支払の変化）

現状、加入電話発の中継事業者を介した県間通信では、NTT東日本・西日本が中継事業者から接続料を受け取る「片方向接続」となっています。このため、各事業者の接続料収支には偏りが生じ、NTT東日本・西日本の場合、接続料支払額よりも接続料収入額の方が大きい傾向となります。

IP網へ移行後は、着信接続料を互いに支払い合う形態の「双方向接続」となりま

す。

(P11 検討事項(案))

検討事項として、「I P 網へ移行後の音声接続料の在り方」、「I P 網への移行過程における音声接続料の在り方」、「I P 網への移行を踏まえた接続制度の在り方」などを考えており、詳細については次ページ以降でご説明いたします。

(P12 検討の進め方(案))

接続料算定の在り方については、まずは I P 網へ移行後の在り方を整理した上で、それを踏まえつつ I P 網への移行過程における在り方を検討することが望ましいものではありますが、ひかり電話の接続ルート切替が今年度の令和3年1月に開始予定であることを踏まえ、検討事項のうち、I P 網への移行過程における音声接続料の在り方(ひかり電話の接続料)及び I P 網へ移行後の音声接続料の在り方について優先して検討を進め、今年の夏頃をめどに一部答申をいただき、他の検討項目を含む最終答申については来年夏以降を希望いたします。

(P13, 14 I P 網への移行過程における音声接続料の在り方(ひかり電話の接続料) 論点)

I P 網への移行過程における音声接続料の在り方(ひかり電話の接続料)の論点として、「I P 接続に必要となる設備の接続機能等」と「I P 網への移行過程における接続料算定」があります。

「I P 接続に必要となる設備の接続機能等」については、接続機能の設定単位として、新たに使用される予定の4つの設備を指定設備として指定する必要があります。これらに追加して指定すべき設備はあるか、それぞれの設備単位で接続機能を設定することに問題ないかが挙げられます。

また、NGNの県間通信用設備については、他事業者との接続点(POI)が都道府県単位ではなく、原則、東京、大阪の2カ所となることから、公正競争を担保する観点からどのような制度的対応が必要かなどが挙げられます。

次に、「I P 網への移行過程における接続料算定」については、移行過程では現在のIGS 接続と接続ルート切替後の IP 接続が併存予定のため、公平・適正な接続料の算定方法をどうすべきかが挙げられます。

(P17~19 I P 網へ移行後の音声接続料の在り方 論点)

続いて、I P 網へ移行後の音声接続料の在り方の論点として、「I P 網へ移行後の接

続料規制」と「接続料規制の対象範囲や算定方式」があります。

「IP網へ移行後の接続料規制」については、欧州と同様に、pure LRIC方式を用いた着信接続料規制による対称規制を導入すべきか、当該算定方式によらない場合、どのような接続料算定方式を採用すべきかが挙げられます。

次に、「接続料規制の対象範囲や算定方式」は、NTT東日本・西日本が提供するメタルIP電話とひかり電話の接続料、他の固定電話事業者の接続料、携帯電話事業者の接続料について、着信接続料規制の適用範囲や算定方式をどうすべきか等が挙げられます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【質疑応答】

○泉本委員 IP網へ移行することにより現状の中継事業者が不用になります。

中継事業者は現状ではそれぞれが自己設備を用いて接続していると思いますが、IP網移行により中継事業者の設備は不要になると思います。

一方NTT東西は東西2か所のPOIビルに新たな設備の設置が必要になります。

今回のIP網移行で中継事業者が廃業など発生するのでしょうか。

○総合通信基盤電気通信事業部料金サービス課 NTT東西の固定電話における中継電話サービスは、事業者識別番号(00XY)を付与して、着信先電話番号をダイヤルしていただくことによって、事業者識別番号により選択された中継事業者を経由した通話を実現するものですが、NTT東西の固定電話を利用することを前提として、事前に登録することにより、事業者識別番号(00XY)をダイヤルしなくても、「市内」「市外」「県外」「国際」の区分ごとに中継事業者を選択し、中継電話サービスを利用いただけるサービスを「マイライン」という名称で行っております(「マイライン」の参加事業者(以下「マイライン関係事業者」という。)は、NTT東西のほかNTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル及びアルテリア・ネットワークスの5社です。)

「マイライン」については、令和6年(2024年)1月に終了するとともに、その後継としてNTT東西の通話サービスを卸提供する「通話サービス卸」を提供することについて、マイライン関係事業者と認識を合わせている段階とのことです。

「通話サービス卸」では利用者は通話サービスの提供事業者を1社選択することとなりますが、利用者から特段の申出がない場合は、現在利用しているマイラインの登録状況に応じた事業者の通話サービスに移行される方向で事業者間協議が行われてい

ます。

なお、マイライン関係事業者は、現時点においても、固定電話の中継事業以外の事業も展開しており、マイラインの提供のために自己設置している中継伝送路等の設備は、光ファイバを用いた I P 電話やインターネット接続サービス等の中継事業以外の事業と共用しています。仮に、マイライン関係事業者が、事業性判断の結果、I P 網移行後の中継電話サービスの提供をやめたとしても、前述した I P 電話やインターネット接続サービス等の事業を展開することで、事業を継続するものと想定されます。

(参考：マイライン協議会 HP <http://www.myline.org/index.html>)

○泉本委員 H29 年度 2,135 万契約を IP 網に移行するのが、今回の対象でよいでしょうか。

基本的で申し訳ありませんが、この 2,135 万契約中昔ながらのアナログ回線で且つダイヤル回線（個人宅での黒電話）はどのくらい残存しているのでしょうか。

今回の IP 網移行でも黒電話はそのまま使えるのでしょうか。（IP 網移行では個人宅の工事は不用とアナウンスされているが）

○総合通信基盤電気通信事業部料金サービス課 メタルを前提とした「加入電話・ISDN」については、ご認識のとおり 2,135 万件（そのうち N T T 東西の契約が 1,987 万件）が対象となります。

また、「加入電話・ISDN」のほか、I P 電話である「0ABJ-IP 電話」（H29 年度 3,364 万件）なども I P 網移行に伴う接続ルートの切替え対象です。

「昔ながらのアナログ回線」というご趣旨が、N T T 東西が提供する「加入電話・ISDN」を指すのであれば、その契約数は、諮問資料 24 ページのとおり、N T T 東西分の「H29 年度 1,987 万件」となります（なお、加入電話かつダイヤル回線（個人宅での黒電話）を利用されている可能性がある回線）の数は、N T T 東西において H29 年度末現在で 818 万程度となります。）。

当該黒電話については、I P 網移行後においてもアナログ回線が接続され、「変換装置」によりアナログ信号から I P 信号に変換されるため、引き続き使用することが可能です。

【審議結果】

当該諮問の内容を了承し、接続政策委員会において調査検討を進めることとしました。

以上